

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 11 月 30 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の公布による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係） 1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額				別表（第3条関係） 1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額			
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額		各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額	
階層	定義	第1子	第2子	階層	定義	第1子	第2子
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の4</u> に規定する里親の世帯（里親の世帯については、特別利用教育を受ける場合に限る。）	0円	0円	A	生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親の世帯（里親の世帯については、特別利用教育を受ける場合に限る。）	0円	0円
略	……略……	…略…	…略…	略	……略……	…略…	…略…
2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額				2 保育認定を受けた3歳未満の子どもに係る利用者負担額			
各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額		各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額	

階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯	0円	0円	0円	0円
略	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…

階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親の世帯	0円	0円	0円	0円
略	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人	0円	0円	0円	0円

3 保育認定を受けた3歳以上の子どもに係る利用者負担額

各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担月額			
階層	定義	保育標準時間認定を受けた場合		保育短時間認定を受けた場合	
		第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護法第11条に規定する保護を受けている世帯、中国残留邦人	0円	0円	0円	0円

	等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4に規定する里親の世帯						等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条に規定する支援給付を受けている世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親の世帯				
略	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…	略	……略……	…略…	…略…	…略…	…略…
備考						備考					
1～3 ……略……						1～3 ……略……					
4 同一世帯に属する2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもに係る利用者負担額は、最も年齢が高い支給認定子どもには第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。						4 同一世帯に属する2人以上の小学校就学前子どもが同時に次の各号のいずれかに該当する場合における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用している支給認定子どもに係る利用者負担額は、最も年齢が高い支給認定子どもには第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。					
(1)～(4) ……略……						(1)～(4) ……略……					
(5) 児童福祉法第43条の2に規定する <u>児童心理治療施設</u> の通所部に入所していること。						(5) 児童福祉法第43条の2に規定する <u>情緒障害児短期治療施設</u> の通所部に入所していること。					
5～7 ……略……						5～7 ……略……					

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。